

留学生住宅総合補償(留補償)

協力校 ご担当者 様

公益財団法人 日本国際教育支援協会

学生支援部長 田代典子

保証人補償の変更について

貴学ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。本協会の業務につきましては、日頃より格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。留学生住宅総合補償説明会にてお伝えしましたとおり、保証人補償の内訳を新しく設定することといたしましたので、改めてご連絡いたします。ご対応をよろしくお願いいたします。

1. 変更理由について

家賃滞納や原状回復費の請求においては、状況の把握や適正な請求額か等の判断をはじめ、保証人である学校等においては過度の負担となっている。結果、家賃滞納の長期化や原状回復費用の高額化を招いており、今回、家賃の滞納期間や原状回復費用の限度を設定することで留学生や不動産業者との交渉を軽減するため。

2. 変更点について

変更点① 補償金支払限度額の内訳を設定

※該当者…

- ・ 賃貸借契約日が令和 4 年 4 月 1 日以降に開始する学生
- ・ 継続加入の補償期間が令和 4 年 4 月 1 日以降に開始する学生

変更前

- ・ 補償金支払限度額 30 万円

変更後

- ・ 補償金支払限度額 30 万円

①家賃滞納は 3 か月まで、②原状回復費用は 10 万円までを補償
且つ、①と②の合算額が 30 万円を超えない範囲で補償

変更点② 原状回復費用請求時の写真提出

※令和 4 年 4 月 1 日以降(注)の事故申請が該当

(注) 完全な申請書類一式を協会が受理した日

変更前

- ・ 居室の汚損がひどい場合や残置物が多くある場合は写真を添付

変更後

- ・ 原状回復前と原状回復後の写真提出が必須

※提出がない場合は補償金の支払いができません。

本協会では、不動産業者宛に「外国人留学生に対する物件仲介上の取扱いについて(お願い)」を作成しており、今回の保証人補償の変更点について追記しております。本協会 HP または留学生住宅システムのトップページからダウンロードいただけますので、賃貸借契約締結の際にご活用ください。

《 本件照会先 》公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 学生保険課

〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29 TEL 03-5454-5275 FAX 03-5454-5232

E-mail mutual-pr@jees.or.jp URL <https://www.jees-rsys.jp/>